

産業廃棄物処理施設の用途に供する
建築物の新築について
(建築基準法第51条ただし書き)

東広島市許可

建築基準法第51条の規定による位置の制限

建築基準法第51条(抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令 第130条の2の2 (抜粋)

法第51条本文(中略)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二号 次に掲げる処理施設(中略)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

建築基準法第51条ただし書き許可が必要となる理由

種 類	許可が必要な 施設項目	許可が必要な 処理能力
破砕施設	・ 廃プラスチック類 →	5. 0 t / 日
	・ 木くず →	5. 0 t / 日
	・ がれき類 →	5. 0 t / 日

【申請者】

住 所: 広島県呉市広多賀谷1丁目9-30

名 前: 株式会社 こっこー

代表取締役社長 楨岡 達也

【申請位置】

東広島市西条吉行東2丁目
1-54



【申請概要】

(1) 用途地域		工業専用地域
(2) 敷地面積		8,331.49m ² (約0.83ha)
(3) 申請建物概要	建築面積	3,378.30m ²
	延床面積	3,769.91m ²
	構造・階数	古紙ヤード棟 : 鉄骨造平屋建 がれきヤード棟 : 鉄骨造2階建 事務所棟 : 鉄骨造2階建
	主要用途	産業廃棄物処理施設

【既存施設における主な事業内容(従前)】

- ①: 鉄・非鉄スクラップを事業所・一般市民等から買受し、工場内で切断・圧縮加工(中間処理)を行い、製鋼メーカーにリサイクル製品の原料として販売している。
- ②: 古紙を事業所・一般市民等から買受し、工場内で圧縮加工(中間処理)を行い、製紙メーカーにリサイクル製品の原料として販売している。
- ③: 建築工事現場から発生する金属くず・廃プラスチック類の混合廃棄物を受け入れ、工場内で圧縮加工(中間処理)を行い、有価物として同業他社へ販売している。

【申請理由(今後の計画)】

- ①: 自社工場内で鉄スクラップの切断加工をする際に発生するギロチンダスト(鉄を取り除いたあとに残る廃棄物のくず)について、分別作業に多大な手間を要することより、現在は埋立処分業者に処分費を支払いの上、埋立処分を依頼している状況である。
この度、再資源化の推進に向けた取組の一環として、新たに選別・破碎施設を導入し、ギロチンダストの分別・リサイクル化を始めようとするものである。また同時に同業他社のギロチンダストも受入れ、再資源化を行おうとするものである。
- ②: 建築物の解体時に発生するレンガ、コンクリート、アスファルト等の混合廃棄物について、現在は圧縮加工(中間処理)し、他社へ販売・処分を依頼している状況である。この度の選別・破碎施設の導入により、自社内で選別・破碎処理(中間処理)を行えるようにし、取り扱う産業廃棄物の種類を増やし、再資源化の向上を図ろうとするものである。

※なお、従前の事業も引き続き行う。

【ギロチンダスト】



(鉄スクラップに残土・廃プラスチック・非鉄類が付着したもの)

【混合廃棄物】

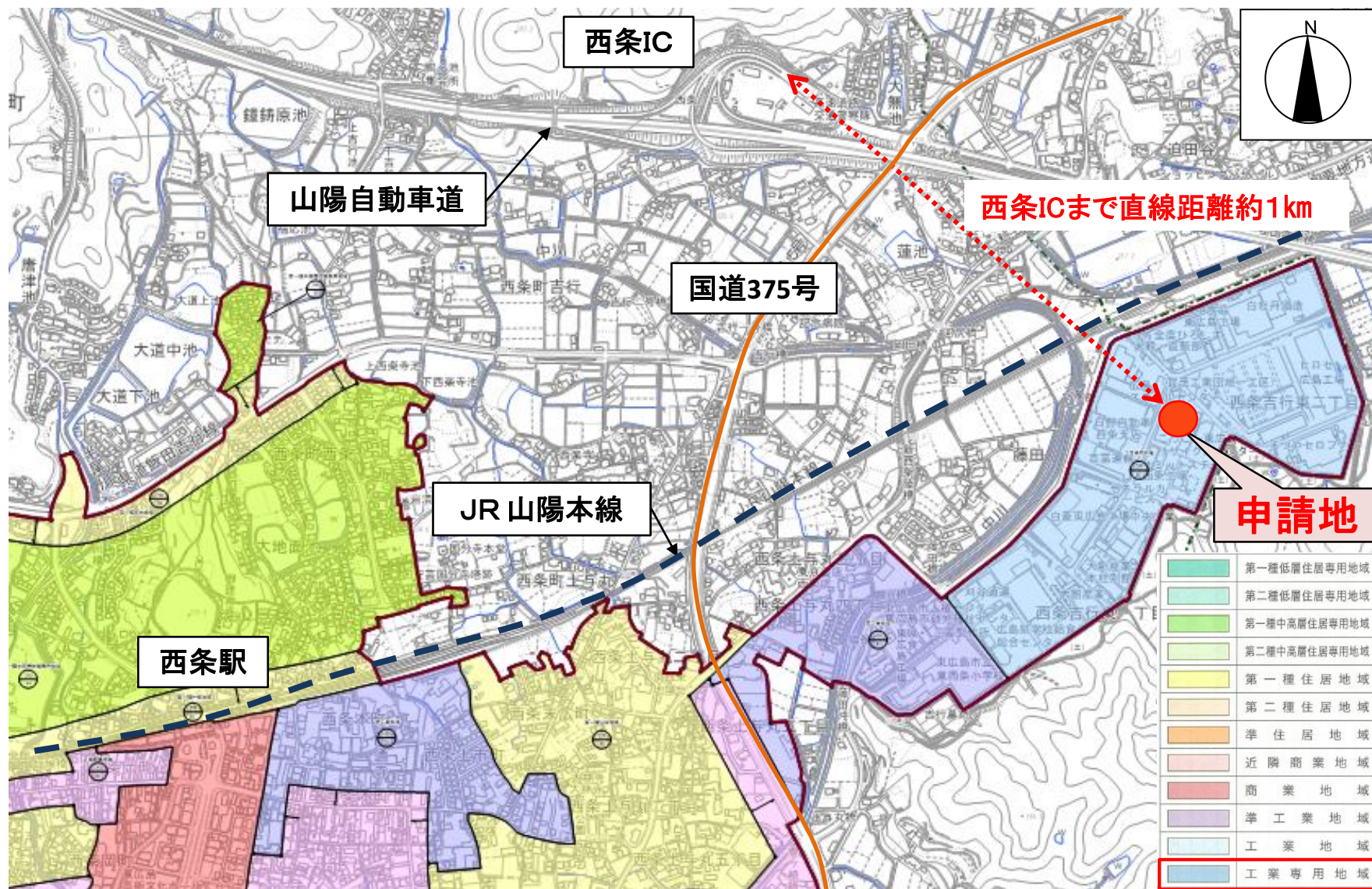


(建築物の解体時に発生するレンガ、コンクリート、アスファルト等)

【施設の概要】 破砕施設の処理能力の概要

設置場所	概要	廃棄物処理品目	計画処理能力 (t/日)	稼働時間
がれきヤード棟 (破砕施設)	新設	廃プラスチック類	63.5	8:00～17:00
		木くず	95.9	
		がれき類	267.5	

【施設の概要】 施設の位置



【施設の概要】 航空写真

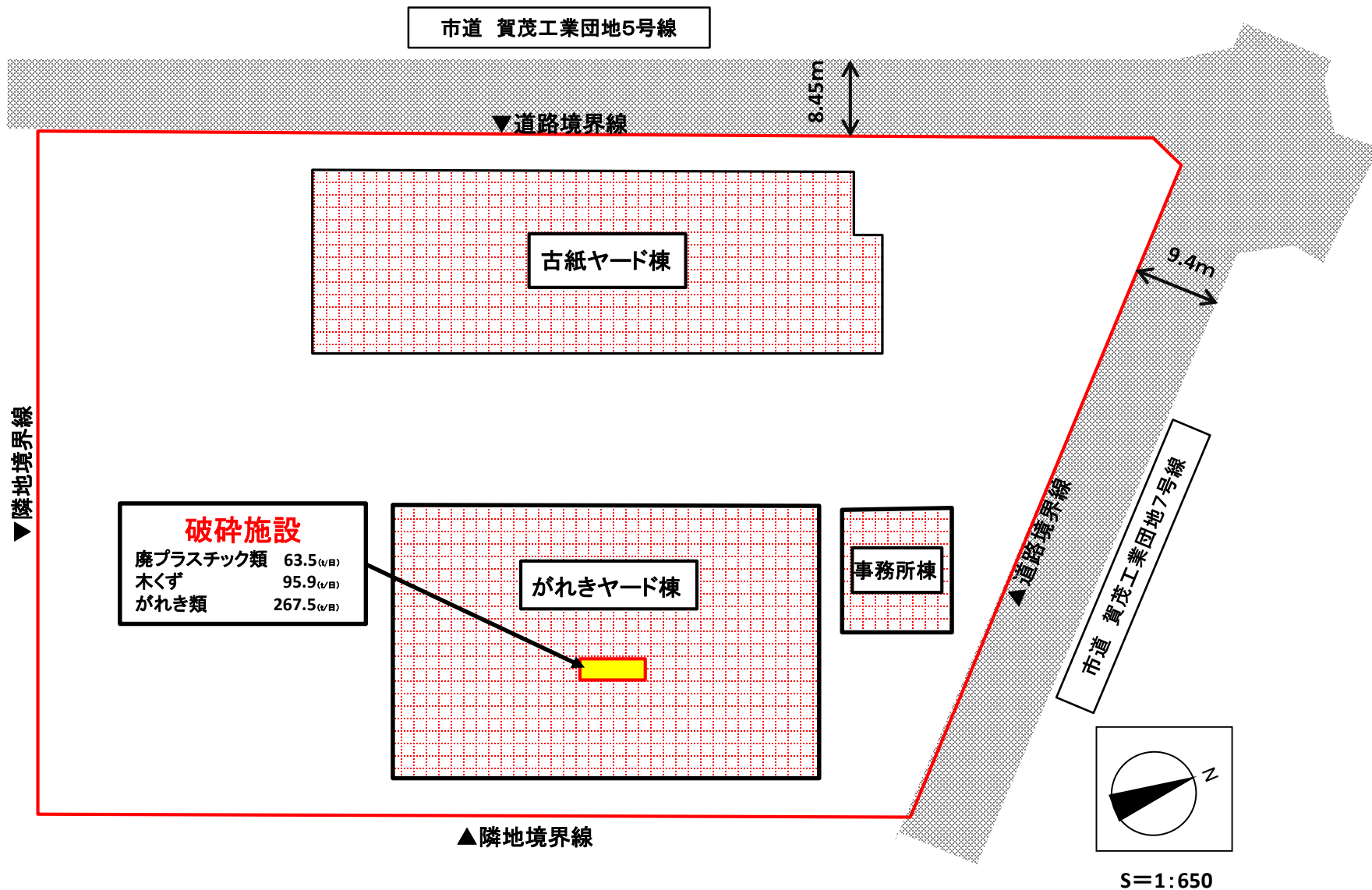
吉行工業団地内



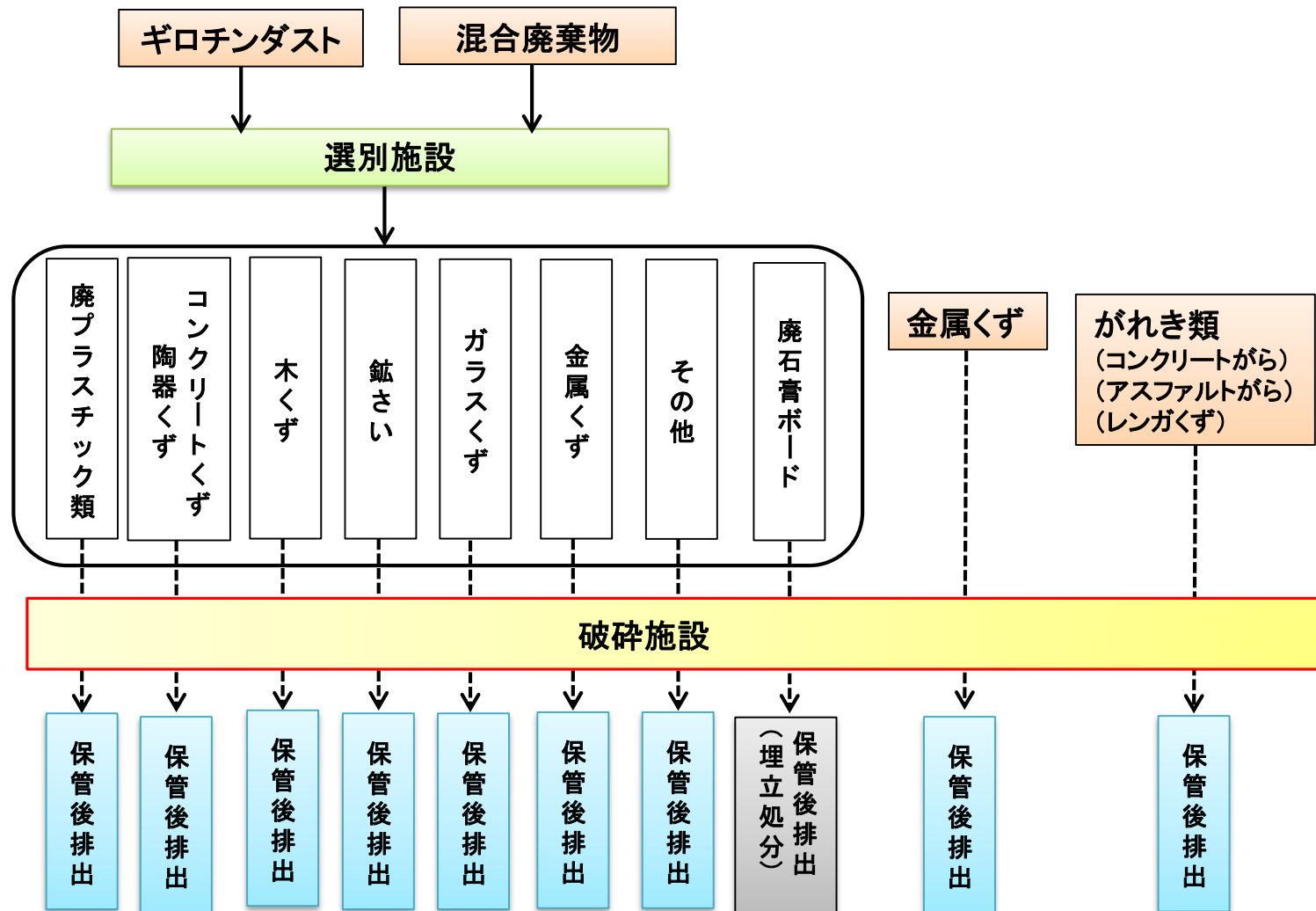
【北・西側】
道路を隔てて工場が立地
【南側】
工場が立地
【東側】
工場用地を隔てて山林が存在

【施設の概要】 施設の配置(計画)

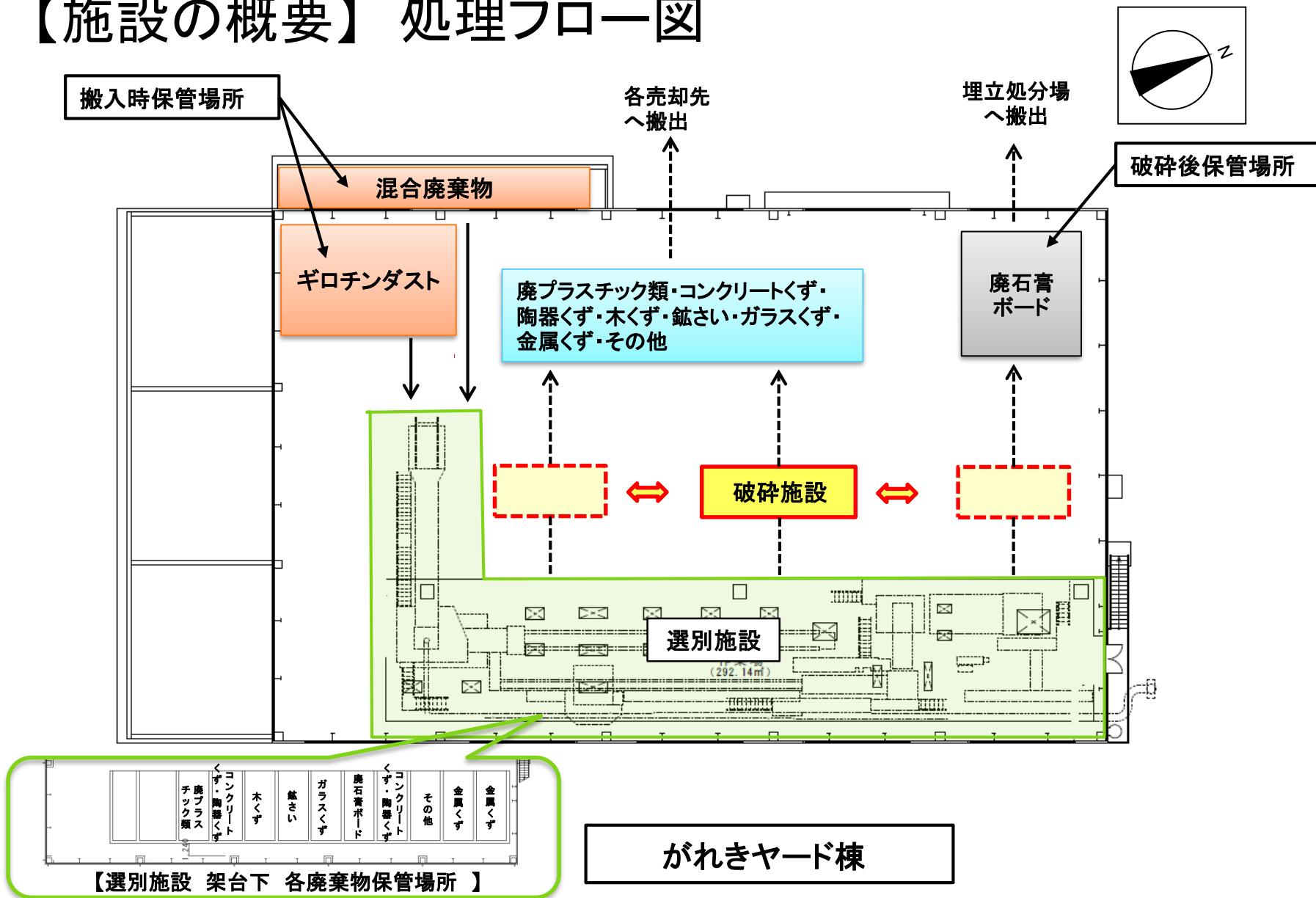
・・・法51条許可対象(新設)



処理フロー説明図



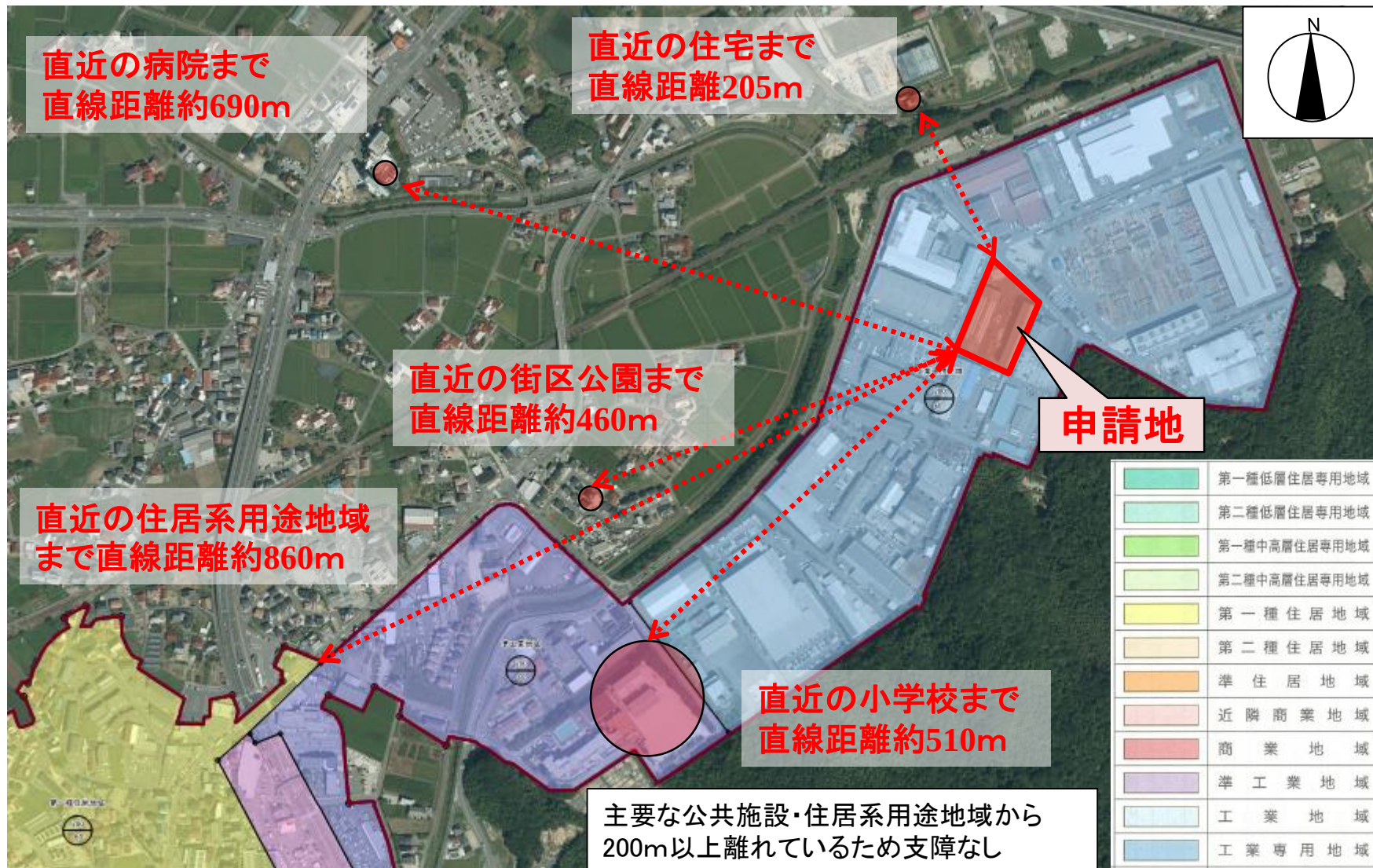
【施設の概要】 処理フロー図



許可に係る審査事項及び評価

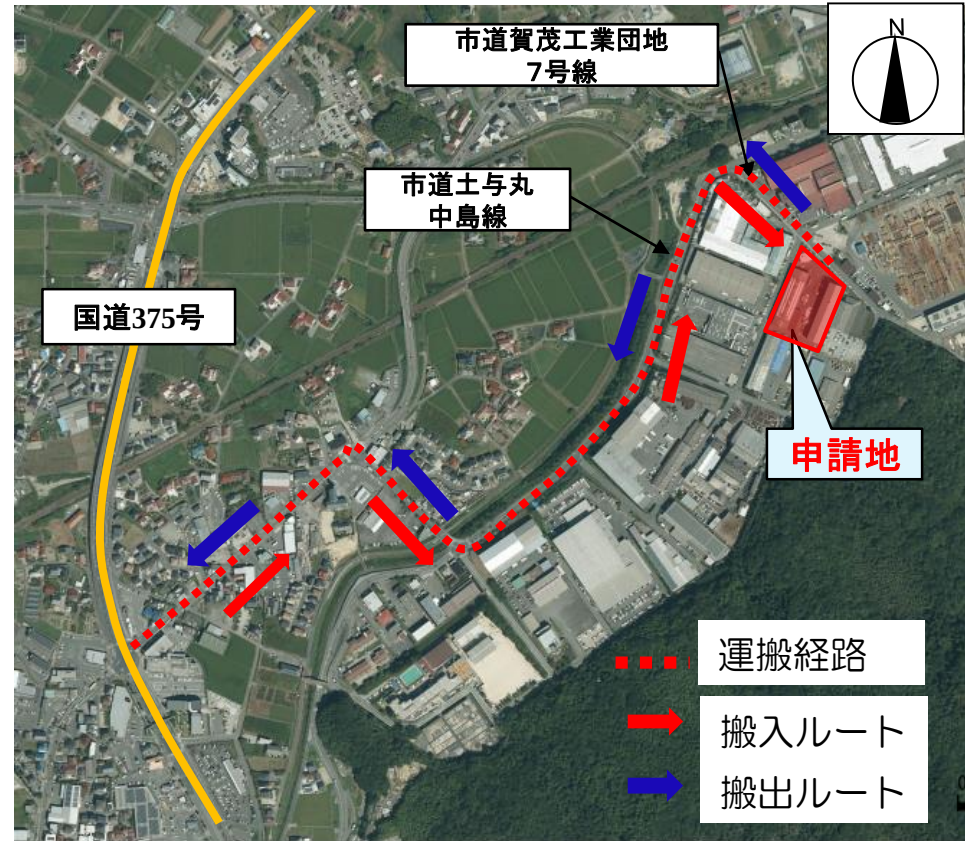
審査項目	審査内容	
①施設の位置	1	準工業地域，工業地域及び工業専用地域に位置すること
	2	学校，病院，住宅地等及び公園から200m以上離れていること
	3	住居系の用途地域から200m以上離れていること
②道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること
	2	搬入搬出経路が通行の安全上支障がないこと
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保
	2	水質汚濁，大気汚染，騒音，振動及び悪臭の実態
④その他	1	地域の理解
	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可

【審査①】施設の位置(審査①-1, 2, 3)

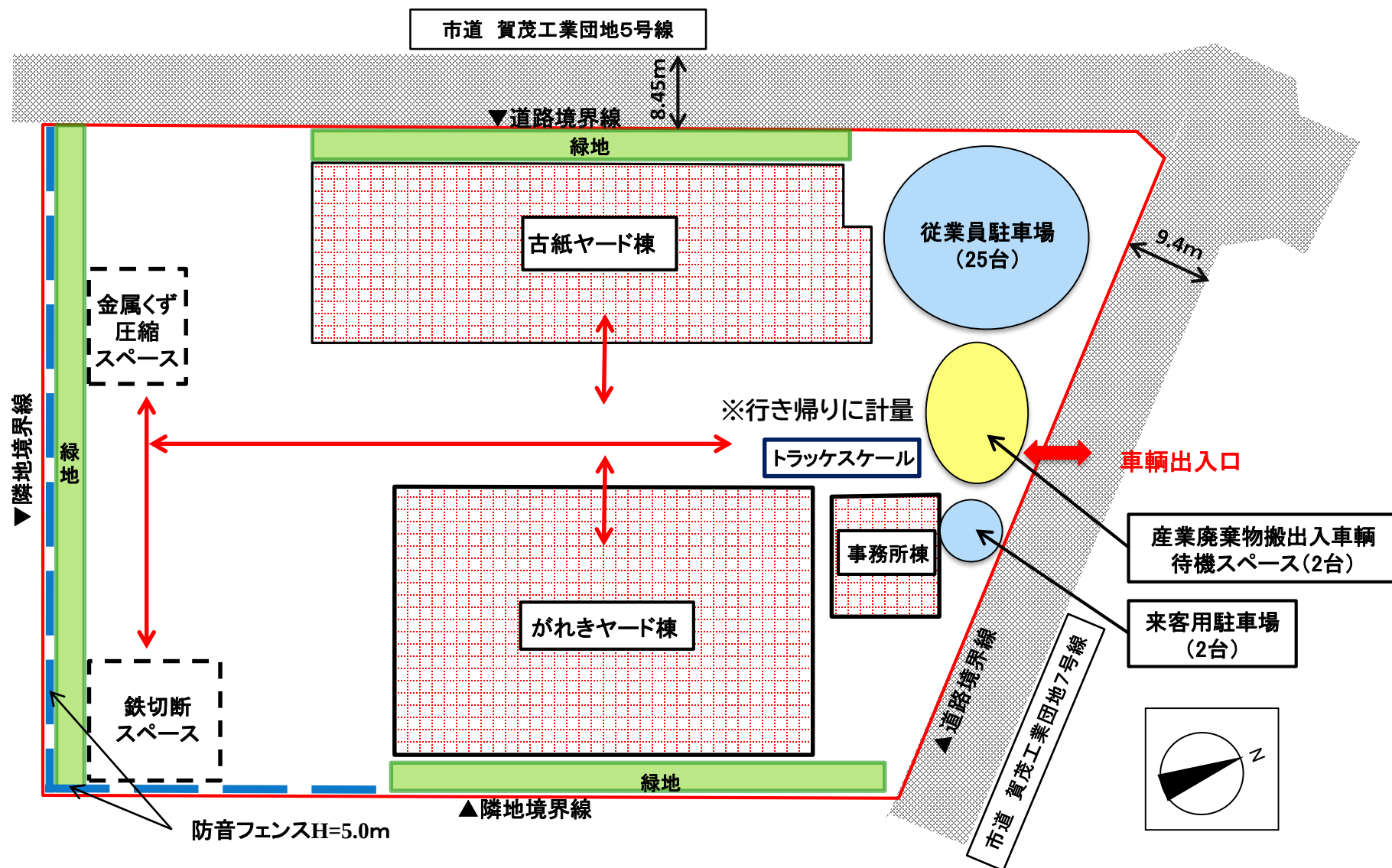


【審査②】道路幅員等(審査②-1, 2)

- ◆申請敷地周辺の道路幅員について、敷地東側の市道賀茂工業団地7号線の道路幅員は、9.4mであるため、審査基準の「9m以上であること」を満たしている。
- ◆運搬経路について、国道375号線及び市道を利用している。国道から申請敷地に至るまでの経路上はすべて幅員9m以上の道路となっており、大型車が通行する幅員としては支障ないものとする。
また、本施設における現状の交通量は99台(往復198台)/12hに対して、計画後は将来計画も含め最大5台(往復10台)/12h増加する見込みであるが、増加台数は微増であることより、通行に際して周辺の市道及び国道への影響は少なく、安全上支障はないものとする。



【審査③】施設計画(審査③-1)



【審査③】環境保全対策(審査③－2)

生活環境影響調査を実施し、設備稼働後の予測を行った結果、環境基本法及び振動規制法で定める大気環境(騒音、振動)の基準を満足することを確認。

◆騒音及び振動

項 目	予測地点	予測値	規 制 基 準
騒 音	西側敷地境界	昼間 58dB	朝・昼間・夕 60dB以下
	北側敷地境界	昼間 59dB	
振 動	西側敷地境界	昼間 55dB	昼間 65dB以下
	北側敷地境界	昼間 61dB	



【審査③】環境保全対策(審査③－２)

◆大気汚染

現在の敷地内の粉じん濃度は、 $0.04\text{mg}/\text{m}^3$ であり、不快感の指標($0.6\text{mg}/\text{m}^3$)を大きく下回っている。

本施設の破碎作業は屋内で行うため、外部への直接的な飛散はない。また、集じん機の設置により周辺への粉じん飛散防止対策を行うことから、周辺環境へは著しく影響を及ぼさない。

◆悪臭

現在の臭気指数は10未満であり、規制基準値15を下回っている。廃棄物は建屋内にて保管し、廃棄物の長時間の保管は行わず、すみやかに処理して搬出するため、周辺環境へは著しく影響を及ぼさない。

◆水質

破碎処理する工程で排水は発生しない。

【審査④】その他

地域の理解（審査④－１）

- ◆本申請に先立ち、申請者が近隣の自治会に対して、事業計画等を説明し、本事業について理解を得ている。

廃棄物処理法の許可（審査④－２）

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請について、許可済みである。

許可に係る審査事項及び評価

審査項目	審査内容		審査結果	評価
①施設の位置	1	準工業地域, 工業地域及び工業専用地域に位置すること	工業専用地域	支障なし
	2	学校, 病院, 住宅地等及び公園から200m以上離れていること	小学校・保育所から約510m 病院から約690m 住宅地から205m 公園から約460m	
	3	住居系の用途地域から200m以上離れていること	住居系(第一種住居地域)から約860m	
②道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること	道路幅員9.4m	支障なし
	2	搬入搬出経路が通行の安全上支障がないこと	国道及び市道	
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保	待機車両等の駐車スペースの確保	支障なし
	2	水質汚濁, 大気汚染, 騒音, 振動及び悪臭の実態	環境影響調査の実態調査	
④その他	1	地域の理解	自治会への説明	支障なし
	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可	環境部局により許可済み	

ご清聴ありがとうございました